

臨時福祉給付金・子育て世帯

◎臨時特例給付金（簡素な給付措置）

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

給付対象者はどんな人？

平成26年度の市町村民税が課税されていない方です。

ただし、課税されている方に扶養されている方

生活保護を受給している方

は、対象外です。

給付額は？

給付対象者1人につき **1万円**

※給付対象者の中で下記に該当する方は **5千円** を加算します

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方
- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などを受給している方

申請手続きは？

申請先は**今年の1月1日に住民登録されている市町村**になります。

松前町では、**6月中旬から申請の受付をする予定**で準備を進めております。

詳しくは町広報6月号、防災行政無線及び町ホームページでお知らせする予定です。

自分が町道民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

- ・自分の給与明細書の「住民税」の項目に金額が記載されている。
 - ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5段階以上となっている。
 - ・集合主税納税通知書の①町道民税額に金額の記載がある。（松前町の場合）
- これらの場合は、基本的に町道民税が課税されています。



臨時福祉給付金詐欺

子育て世帯臨時特例給付金詐欺

にご注意ください。

臨時特例給付金のお知らせ

お問い合わせ先 役場福祉課（福祉担当） ☎42-2275 ㊦245



◎子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

給付対象者はどんな人？

今年の1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方

対象児童は？

今年の1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となっている児童（平成26年1月1日に生まれた児童を含む）

ただし、臨時福祉給付金の対象者の方

生活保護を受給している方

は、対象外です。

給付額は？

対象児童1人につき 1万円

申請手続きは？

申請先は今年の1月1日に住民登録されている市区町村になります。

松前町では、6月中旬から申請の受付をする予定で準備を進めております。

詳しくは町広報6月号、防災行政無線及び町ホームページでお知らせする予定です。

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを自分で操作して他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの支払いを求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対ありません。

給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

※ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。